

この用紙は提出不要です

「治療内容報告書【総合医療保険（団体型）用】」による請求にあたって

「治療内容報告書」と「医療機関発行の領収証のコピー」をあわせて提出いただくことで、当社所定の診断書による証明に代えて請求できる場合があります。

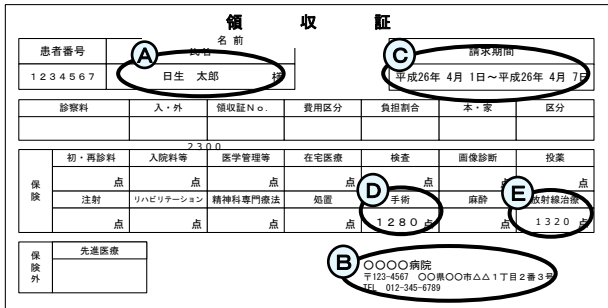
治療内容報告書

+

医療機関発行の領収証のコピー

1. 「治療内容報告書」による請求ができる条件をご確認ください。

○以下の条件を全て満たす場合は「治療内容報告書」と「医療機関発行の領収証（コピー）」による請求が可能です

チェック欄	「治療内容報告書」と「医療機関発行の領収証（コピー）」の取扱条件												
☐	以下の治療に対する給付金請求であるとき ・入院 ・手術（ただし、1回の入院中に2回以上手術された場合は診断書をご提出ください） ・放射線治療 ○以下の請求につきましては、診断書の取寄せが必要となります。 ・先進医療を受けた場合												
☐	医療機関発行の領収証に、必要な情報が記載されていること <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>請求内容</th><th>必要な情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td><td>① 傷病者氏名</td></tr> <tr> <td></td><td>② 医療機関名</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>③ 入院期間</td></tr> <tr> <td>手術</td><td>④ 手術料</td></tr> <tr> <td>放射線治療</td><td>⑤ 放射線治療料</td></tr> </tbody> </table> 【領収証（イメージ）】  * 労災保険や自賠責保険の対象となる場合等、健康保険の適用外となるため領収証に手術料（点数または金額）の記載がない場合は、当社所定の診断書での請求となります。 * 受けられた手術によっては、「手術」欄に手術料（点数または金額）の記載がなく、「入院料等」欄に短期滞在手術基本料として記載される場合があります。その場合は、手術名の記載のある診療報酬明細書のコピーをご提出いただくか、当社所定の診断書での請求となります。 * 領収証に資格確認書の記号・番号、保険者番号の記載がある場合は マスキング(黒塗り) をお願いいたします。	請求内容	必要な情報	共通	① 傷病者氏名		② 医療機関名	入院	③ 入院期間	手術	④ 手術料	放射線治療	⑤ 放射線治療料
請求内容	必要な情報												
共通	① 傷病者氏名												
	② 医療機関名												
入院	③ 入院期間												
手術	④ 手術料												
放射線治療	⑤ 放射線治療料												
☐	保険契約加入 * から 1 年経過後に、請求事由が発生したとき ○以下の請求につきましては、保険加入から 1 年以内でも請求が可能です。 ・けが・不慮の事故を原因とする請求 * 加入とは、責任開始日（増額責任開始日を含む）のことをいいます												

※なお、ご提出いただいた「治療内容報告書」にてお支払可否が判断できない場合には、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」をご提出いただく場合があります。

◆公益財団法人日本骨髄バンク（以下、「日本骨髄バンク」といいます。）を通じて骨髄ドナーとして骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合は、入院・手術給付金のご請求にあたり、『入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）』に代えて、日本骨髄バンクが発行する『証明書（骨髄バンクドナー給付用）』でご請求いただける場合があります。（詳しくは企業・団体の保険事務担当者または当社までご相談ください。）

この用紙は提出不要です

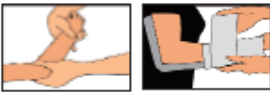
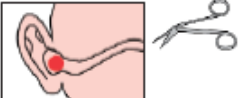
2. お支払の対象外となる手術についてご確認ください。

○以下①～⑦の手術は手術給付金のお支払いの対象外となります。

○受けられた手術が以下①～⑦の手術にあてはまらないことをご確認ください。

<正式な手術名がわからない場合>

病院にお問合わせいただくか、医療機関が発行する「手術同意書」または「診療明細書」でご確認ください。

	手術名	手術例	手術イメージ		手術名	手術例	手術イメージ
①	(そうしょうしゅり) 創傷 処理	切り傷等の傷口 を縫いあわせた。	 傷口を 縫う	④	骨・軟骨または 関節の非観 血的または徒 手的な整復術 ・整復固定術 および授動術	(脱臼等の治療で) 皮膚の上から手や 器具を使って骨や 関節のズレ等を元 に戻した。 (骨折等の治療で) メスを使わずに添え 木やギブス等で固 定した。	 関節のズレを戻す「添え木」で固定
②	(ひふせっかいじゆつ) 皮膚 切開術	皮膚等にできた 膿瘍(のうよう＝ うみ)を、皮膚 切開して体外に 出した。	 「のうよう」を 切開	⑤	外耳道 異物除去術	耳や鼻の中から 異物を専用の器 具で取出した。	 耳の中の異物を取出す
③	デブリー ドマン	損傷(壊死等)した 組織や傷口の異物 等を除去してきれ いにした。	 損傷した組織を 除去	⑥	鼻内異物 摘出術		
				⑦	抜歯手術	虫歯や親知らずを 抜いた。	 虫歯や親知らずを抜く